

## 令和6年第3回水巻町議会 定例会 会議録

令和6年第3回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和6年9月12日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番 白石雄二

8番 岡田選子

2番 山口秀信

9番 井手幸子

3番 松野俊子

10番 中山 恵

4番 水ノ江 晴 敏

12番 近 藤 進 也

5番 亀 元 公 一

13番 住 吉 浩 徳

6番 廣 瀬 猛

14番 高 橋 恵 司

7番 名 倉 亮 介

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 吉 田 功

係長 ・ 野 村 育 美

主査 ・ 蔵 元 竜 治

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	松 井 努
副 町 長	荒 卷 和 徳	福祉課長	船 津 未 華
教 育 長	小 宮 順 一	健康課長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建設課長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産業環境課長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	洞ノ上 浩 司	下水道課長	佐 藤 治
住宅政策課長	古 川 弘 之	会計管理者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学校教育課長	高 祖 睦
住 民 課 長	川 橋 京 美	生涯学習課長	服 部 達 也
地域づくり課長	藤 田 恵 二	図書館・歴史資料館館長	山 田 美 穂

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和6年9月 定例会  
(第3回)

本会議 会議録

第2回継続会

令和6年9月12日

水巻町議会

# 令和6年第3回水巻町議会定例会 第2回継続会 会議録

令和6年9月12日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席13名、定足数に達していますので、ただいまから令和6年第3回水巻町議会定例会第2回継続会を開きます。

## 日程第1 一般質問について

議長（白石雄二）

日程第1、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、公明党。水ノ江議員。

4番（水ノ江晴敏）

4番、水ノ江です。公明党を代表して、冒頭質問を行います。

初めに、ヤングケアラーの支援について。日常的に家族の世話や介護を担うヤングケアラーについて、6月施行の改正子ども・若者育成支援推進法では、国や自治体が支援すべき対象として明文化されました。

今年度から全市町村での設置が努力義務となった「こども家庭センター」を通じ、当事者に確実な支援が行き届く環境整備が進められています。ヤングケアラーは自身を当事者と認識していない場合が多く、周囲の大人も深刻な状況に気づきにくい実態があります。

そこで、国は新たな支援の取組として、自治体ごとに役割を明確化しました。具体的には、市区町村が実態調査を行い、「こども家庭センター」から、学校などの関係機関を通じてケアラー自身に気付を与え、家族の世話を外部サービスに代替するなど、切れ目のない支援につなぐことです。

東京都医学総合研究所などの研究グループは、ヤングケアラー状態が思春期に長期間続くと、精神的不調を訴えるリスクが高まるとの調査結果を発表しています。その調査結果で、2年以上ヤングケアラー状態だった児童は、ケアに携わっていない児童と比べると、抑うつ状態が14歳時点で2.49倍、自傷行為が16歳時点で2.51倍、自殺を想像・計画する自殺念慮は2.06倍に上っています。

また、ヤングケアラーの状態は、祖父母との同居の世帯が長期化しやすいと指摘しています。学校や公的機関が早い段階で気づき、負担を減らす支援が重要と述べています。

さらに、交通事故で、保護者が亡くなったり、重い後遺障がいを負ったりして、就学が困難になった学生の15.8%が、家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーであることが、交通遺児育成会の調査で分かっています。このうち7割超が周囲への相談経験がなく、同会では自治体と連携して支援していきたいと述べています。

そこで、ヤングケアラーへの主な支援内容を提案します。

1、介護保険サービスや障がい福祉サービス、子育て世帯訪問支援事業等を活用し、本人が担

うケアを外部サービスで代替する。

- 2、日常的なケアから離れた休息の機会を確保する。
  - 3、ピアサポート等の相談支援などの実施体制を整備する。
  - 4、実態把握、支援の実施状況の定期的な照会と公表を行う。
- ヤングケアラーの支援についての町の見解を伺います。

次にプレコンセプションケアの推進について。まず、プレコンセプションケアという言葉の意味ですが、コンセプションは受胎・妊娠のことで、プレはその前、つまり妊娠前のケアのことで、妊娠の計画の有無にかかわらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めることです。

妊娠・出産には様々なリスクがあります。晩婚化が進む中、30代後半以降の高年齢になるほど、不妊や流産の割合は上昇すると言われていています。

あくまで、妊娠を希望するかは個人の自由ですが、若い世代が自ら健康管理できるようになることは、人生の選択肢を広げ、妊娠・出産時や生まれてくる子どもの健康上のリスクを下げることにつながります。

2012年、WHO世界保健機関が推奨し、日本では2021年2月に基本方針が定義され、対策がスタートしました。国立成育医療研究センターの荒田尚子診療部長は、「日本は妊産婦や新生児の死亡率が諸外国に比べ低いが、晩婚化や肥満・やせ型の増加、子宮頸がんの検診率の低迷など課題が多い。プレコンセプションケアを母子保健だけでなく、教育や医療等、幅広い分野で進めることが重要である」と指摘しています。

令和5年3月、国は、各自治体や教育委員会等に対して、文部科学省と厚生労働省の連名で「学校等におけるこどもの性と健康に関する普及啓発等の取組の充実について」という文書を発信しています。これを踏まえ、福岡県においては本年4月、全国初となる福岡県プレコンセプションケアセンターが開設されました。

プレコンセプションケアについて、その背景と国、県の動きを述べましたが、若い世代、とりわけ思春期の子どもたちが早いうちに、性に関する正しい知識や自分自身の心と体の健康について知ることは大事と考えます。水巻町として今後どのように取り組まれるのかを伺います。

最後に、自治会等の現状とデジタル化について。国内において人口減少と少子高齢化が進み、共働きや単身世帯の増加、労働環境や生活環境の変化で近所付き合いの希薄化など、自治会等の地域住民の支え合いによる組織が衰退し、地域コミュニティを維持することが難しくなっているように思います。

核家族化が進み、家族の支え合いの機能が低下して、孤独や孤立の問題も深刻化しています。

また、非正規雇用の増加等により、職場での家族的なつながりも薄れるなど、私たちを取り巻く社会環境が急激に変化する中で、安全に安心して暮らせる地域を守る自治会等の役割は、非常に大きいと考えます。そこでお尋ねいたします。

1、地域の支えの基盤となる自治会は、住民加入率の低下や役員の成り手不足などの課題に直面しているところが多いと思います。町内には31の自治区がありますが、自治会への加入率の現状について伺います。

2、近年、自治会等の地域コミュニティを維持することが難しくなっていると聞きますが、

どのような認識を持っていますか。また、地域コミュニティを維持するための支援の必要性について、町の考えを伺います。

3、これからはデジタル技術を活用して、住民同士の情報交換の場を創設したり、持ち回りの回覧版を電子回覧版に移行したり、広域的に活動している様々な事業主体と地域住民の情報交換の場を開設したりと、柔軟で多様な連携を可能にする自治会等のデジタル化を進める必要があると思います。自治会等のデジタル化など、デジタル技術を活用しての地域コミュニティの再構築についてどのように考えていますか、また具体的にどのような取組を進めていますか。

4、地域コミュニティの担い手の中心は自治会にあると思いますが、今後のまちづくりを進める上で、自治会の枠を超えて、様々な活動主体が連携する仕組みを、構築することが必要と考えますが、町の見解を伺います。

以上でございます。

## 議 長（白石雄二）

町長。

## 町 長（美浦喜明）

初めに、ヤングケアラーの支援についての御質問にお答えします。

令和6年6月12日に、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行され、ヤングケアラーが国、地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記されました。

これまでヤングケアラーは法令上の定義がなく、支援主体も明確ではなかったため、各自治体によって取組にばらつきがありました。本改正により、ヤングケアラーの定義が「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と明記され、18歳未満の子どものケアラーをヤングケアラー、18歳から30歳代までを若者ケアラーと位置付け、各自治体が主体となって支援を行うこととなります。

本町では、18歳未満の子どもに対して、「こども家庭センター」が、ヤングケアラー問題だけでなく、児童虐待や介護、貧困などを含めた複合的な問題を抱えている家庭に対する支援を行っています。ヤングケアラーへの支援については、子ども自身的心情としても、必ずしも否定的に捉えているとは限らないため、対応にはヤングケアラーの気持ちに寄り添うこと、家族への丁寧な説明等により、理解を求めていくことが必要となります。

社会的にも「家族のために、子どもができることをすることは悪いことではない」という考え方は根強く、それ自体は間違っているとは言えないため、その負の側面が見過ごされてきましたが、家族のケアを続けることで、子どもの将来に悪影響がないようにするべきだという考え方をもっと広く認識してもらわなければならないと考えております。

今回の法改正により、今後取り組まれることになる、各種施策の実施やヤングケアラーだけでなく、保護者などの家族や周囲の大人たち、ひいては一般住民に対するさらなる啓発を行うことで、将来の選択肢が閉ざされる恐れのあるケアラーをなくしていかなければならないと考えております。

そこでヤングケアラーの支援について、町の見解を伺いますとのお尋ねですが、まず1つ目

の提案、介護保険サービスや障がい福祉サービス、子育て世帯訪問支援事業等を活用し、本人が担うケアを外部サービスで代替することについてですが、本町においては、ヤングケアラー自身の心身の負担を軽くするために、必要に応じて医療や介護等の専門機関につなげることは有効であると考えており、現在も対象となる子どもへの対応について関係部署と連携し、専門機関につないで支援しているところです。

また、ヤングケアラーは外部からの発見が難しく、支援が必要な子どもの特定が困難なことが課題となっています。そのため、学校において、子ども自身の心の問題に対応するスクールカウンセラーや、子どものいる家庭を社会福祉の面から支援するスクールソーシャルワーカーなどの専門家が、支援の必要な子どもたちを把握し話を聴くなどして、心のケアに当たっていくことが重要であると考えております。

次に2つ目の提案、日常的なケアから離れた休息の機会を確保することについてですが、専門家が支援の必要な子どもたちを把握し、心のケアをしていく過程で、日常的なケアから離れた休息の機会を確保することも必要だと考えております。そのためには、ヤングケアラーの居場所の提供ができるように、子ども食堂や子育て支援拠点、若者交流拠点等の居場所機能を持つ施設や団体との連携により、適切な支援につなげてまいります。また、ショートステイやトワイライトステイの利用による、ケアする人をケアするレスパイトケアなども引き続き行ってまいります。

次に3つ目の提案、ピアサポート等の相談支援などの実施体制を整備することについてですが、ピアサポートとは同じ苦しみや生きづらさを抱える当事者や経験者が、互いに支え合う活動のことを言い、専門家にはできない支援、当事者・経験者だからこそできる支援が可能となります。本町としては、まずはヤングケアラーの実態把握に努め、ピアサポートの必要性等については、今後調査・研究をしてまいります。

最後に4つ目の提案、実態把握・支援の実施状況の定期的な照会と公表を行うことについてですが、ヤングケアラーの施策を推進する上で、実態を正確に把握することは重要であると考えています。本町では、ヤングケアラーの実態把握等を主目的とした調査は実施しておりませんが、今年度実施した「こども計画」を策定するためのアンケート調査の中で、ヤングケアラーに関係する設問をいくつか設けていますので、正確な実態把握とまではいきませんが、傾向は把握できるものと考えています。

なお、調査結果につきましては、計画書の中で可能な範囲で掲載したいと考えております。また、本格的な実態把握・支援の実施状況の把握につきましては、今年度策定する「こども計画」策定の中で検討してまいります。

次にプレコンセプションケアの推進についての御質問にお答えします。

若い世代、とりわけ思春期の子どもたちが早いうちに性に関する正しい知識や、自分自身の心と体の健康について知ることが大事と考えるが、水巻町として今後どのように取り組まれるのかのお尋ねですが、プレコンセプションケアは若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合い、自らの健康管理に取り組むことで、次世代を担う子どもの健康にもつながるヘルスケアと言われており、早い段階から正しい知識を持ち、健康的な生活を送ることで、将来の健やかな生活につながると考えます。

小・中学校における性に関する教育としましては、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し適切に行動をとれるようにすることを目的に、発達段階に応じて実施していると伺っております。また、外部講師を招き、児童・生徒と保護者が同席して学ぶ性の教育として、性暴力等のテーマを設定した学習会も開催されているようです。

次に、妊娠前のケアにつきましては、令和6年4月に開設されました、福岡県プレコンセプションケアセンターにおいて、妊娠・出産を考えていなくても健康でより豊かな人生を送ることができるよう、男女を問わず思春期を迎えた若い世代を中心に、思春期からの人々を対象とした性と健康に関する知識の発信と相談窓口を設置しています。

相談窓口では、助産師による妊活、避妊、不妊、性の悩みなどを来所及び電話相談のほか、メール、LINEにより相談を受け付けています。

また、情報発信を業務として、大学生や専門学生等を対象に助産師が妊娠・出産等の正しい知識を取得するための出前講座を開催するほか、小・中・高等学校の養護教諭を対象とした研修会の開催が予定されています。そのほかにもプレコンセプションケアのオンライン漫画を大学生と協働で作成し、SNSを活用し、若者に向けて発信しているようです。

本町としましては、プレコンセプションケアという考え方を広く認知していただき、年齢にかかわらず幅広い世代の方が自分の健康に意識を向けていただけるように、広報・ホームページ等を通じて情報を発信してまいります。

最後に、自治会等の現状とデジタル化についての御質問にお答えします。

まず1点目の自治会加入率の現状についてのお尋ねですが、直近3年間の自治会加入率ですが、いずれも4月1日時点の数値で、令和4年度が57.5%、令和5年度が55.9%、令和6年度が56.0%となっています。この自治会加入率は自治会から届けのあった加入世帯数を住民基本台帳の世帯数で割って算出しており、2世帯住宅などの世帯分離がある場合や、高齢者施設が所在し、同一住所に複数の世帯がある地域については、自治会が把握している世帯数とずれが生じていると思われまます。

そこで世帯分離などを考慮して、同一住所を1世帯とみなした推計世帯数を用いて算出したところ、令和6年度の自治会加入率は64.9%となり、住民基本台帳の世帯数で算出したものと比較して約9ポイント数値が上がっています。こちらがより実態に近い自治会加入率の現状ではないかと考えています。

次に2点目の自治会等地域コミュニティの維持に関する認識と支援の必要性についてのお尋ねですが、まず自治会は、同一地区に居住する人が自分たちで地域のことを考え、互いに支え合いながら住みよい地域社会をつくるために活動する自主的な団体で、生活環境の整備や福祉の向上、防犯・防災などの地域課題に住民同士が自ら協力、連携して取組を行う住民生活に直結した組織です。また、地域の課題を取りまとめ、町に対して、地域の代表として要望を行うなど、地域と行政をつなぐ役割も担っていただいております。

このように、自治会は行政と異なる視点から、地域の問題解決に取り組んでいただいております、安全・安心なまちづくりを進めていくために、大変重要な存在と考えています。

しかし、高齢社会の進展、就業年齢の延長、共働き世帯の増加などの社会的背景から、自治会加入率の低下や、役員の担い手不足などは、全国的な問題となっており、本町の多くの自治

会も同じ問題に直面しています。これらの問題に対しては、各自治会で様々な工夫や努力を重ねて取り組まれているところですが、町内の全ての区長で構成されている水巻町区長会でも、共通の問題として捉えており、数年前から意見交換や情報共有、事例発表などの場が設けられています。

町としても、転入手続きの際にチラシを配布し、自治会への加入案内を継続しているほか、昨年度は広報みずまきで自治会活動の特集記事を掲載するなど、加入促進や自治会活動への理解を促す取組を行っています。また、自治会運営などについてご相談いただいた自治会に対しては、地域づくり課の職員が自治会の会議に出席し、自治会の必要性や自治会がなくなった場合の影響等についてご説明させていただくなど、地域の事情に応じて個別に支援を行っています。これらの問題は一朝一夕に解決できるものではありませんので、地域と行政が一緒に考え、知恵を出し合いながら地道に取り組んでいかななくてはならないと考えています。

次に3点目のデジタル技術を活用しての地域コミュニティの再構築についてのお尋ねですが、最近では電子回覧版や電子決済による自治会費の徴収など、地域活動をサポートする様々なアプリが開発されています。

自治会の規模や活動状況により、デジタル化への考え方やニーズは異なってくると思いますが、情報共有の効率化や役員の負担軽減などの自治会運営の改善につながる事例報告もあり、本町でも一部の自治会で今後の導入に向けた具体的な検討を行っていると聞いています。

一方、これらのデジタル技術を活用するには、自治会運営をする役員の方はもちろん、その地区にお住まいの大多数の方がスマートフォンなどのデジタルツールを保有し、ある程度使いこなせることが前提となってきます。

スマートフォンが使えない方、操作に不慣れな方を対象とした取組として、本町では、令和4年度から地区公民館において、高齢者向けのスマートフォン講座を実施しており、令和4年度に10地区、令和5年度も10地区で開催し、延べ266人が参加されました。

講座では、スマートフォンの基本操作やLINEの操作方法、遠賀川河川敷に設置した水位計のライブカメラの確認方法など、スマートフォンによる防災情報の収集方法にも触れていただき、受講された方からの反響はおおむね好評であり、「LINEを使いこなしたい」「いろいろと調べ物をしたい」など、デジタル技術への興味・関心の高さが伺えるお声もいただきました。

また、昨年度から自治会が自ら携帯電話ショップに依頼して、月1回講座を開催している地区もあり、町のスマートフォン講座をきっかけに自治会活動のデジタル化に向けた一歩を踏み出している地区もあるようです。

本町としては、このような取組を継続し、地域住民の情報格差を解消していくことで、地域活動のデジタル化を進める土台を整えていくとともに、自治会から具体的な相談を受けた際には、円滑なサポートが行えるよう、今後も情報収集などに努めてまいります。

最後に4点目の自治会の枠を超えた連携の仕組みの構築が必要ではないかとお尋ねですが、本町における地域コミュニティ活動の多くは、自治会単位で行っており、地域によって異なりますが、自治会、地区公民館、老人クラブ、子ども会など様々な主体が互いに連携しながら活動を行っています。

お尋ねの自治会の枠を超えた連携の取組の一つとしては、町が実施する生活支援体制整備事業がございます。この事業は小学校区単位で地域の代表者、事業者、学校関係者、各種団体等に参画していただく協議体において、社会福祉協議会に委託したコーディネーターの下、主に高齢者の支援や社会参画の推進を地域で一体的に図ることを目的として、平成29年4月から開始しました。現在は高齢者だけでなく、子どもを対象とした様々な地域活動についても、会議の場で意見交換や情報共有が行われ、それぞれの活動にフィードバックするなど、地域の枠を超えた連携の場として機能しています。

また、教育委員会が所管するコミュニティ・スクールや校区ゾーン事業においても、小学校区単位で地域の関係者に参加していただき、学校運営や児童・生徒の健全育成、地区公民館活動の活性化や世代間・地域間交流の促進を図っています。

このような取組を通じて、様々な分野において、地域と地域、地域と行政が連携し、協働でまちづくりを進めていくことが重要であります。そのためには、自治会をはじめとした地域コミュニティの充実が不可欠でありますので、今後とも、町としてデジタル技術の活用促進を含めて、地域活動への必要な支援を行ってまいります。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

これより再質問をお受けいたします。はい、どうぞ。

**5 番（亀元公一）**

ヤングケアラー支援についての再質問を行います。

18歳未満のヤングケアラーについては、「こども家庭センター」で支援を行っているかと答弁をされましたが、具体的にはどのような対応をされていますか、お聞かせください。

**議 長（白石雄二）**

はい、松井課長。

**子育て支援課長（松井 努）**

亀元議員の御質問にお答えいたします。

まず、ヤングケアラーの御家庭と初期に接触するところにつきましては、「こども家庭センター」だけではなく、生活保護世帯であればケースワーカー、小・中学生のいる世帯であれば担任の先生、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、介護の必要な高齢者や障がい者のいる世帯であれば、包括支援センターや民生委員・児童委員等様々であり、内容によって「こども家庭センター」へ連絡が入ってまいります。

「こども家庭センター」では、相談のあった世帯の状況をしっかりと把握し、この家庭にどのような支援が必要なのか、各種機関を含めたところで方針を決定し、必要な支援を行っているところでございます。

具体的には、親等の介護等をケアしている場合は、家事援助サービスや訪問看護といった高

齢者福祉や障がい者福祉などのサービスの利用。兄弟姉妹等をケアしている場合は、子育て世帯訪問支援事業の利用。経済的な問題が背景にある場合は、困りごと相談室や福祉事務所につないだりして、ケアラーの負担軽減の助けとなるよう取組を行っております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、亀元議員。

**5 番（亀元公一）**

各種機関から「こども家庭センター」へつながった方は、何らかの支援を受けることができますが、ヤングケアラーに気づかず、必要な支援を受けられていない方もいるのではないかと思います。周りが気づいて、しっかりと行政等につないでいくことが必要だと感じますが、いかがですか、お聞かせください。

**議 長（白石雄二）**

はい、松井課長。

**子育て支援課長（松井 努）**

御質問にお答えいたします。

家事や家族の世話の多くは家庭内で行われるため、家族以外が把握することはとても困難でございます。ヤングケアラーに対し、早急に必要な支援を行うためには、議員がおっしゃるように、子ども自身や家族、周囲の大人を含む多くの方が、ヤングケアラーのことを十分理解し、支援の対象であるべき子どもに気づくことができる環境が必要だと考えております。

そのためには、ヤングケアラーに対する理解が進む必要がありますので、普及啓発活動や関係機関での研修をより一層取り組んでまいります。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、亀元議員。

**5 番（亀元公一）**

30歳代までの若者も各自治体が主体となって支援を行う対象であると答弁がされましたが、若者ケアラーの支援についてはどのように対応しているのですか、お聞かせください。

**議 長（白石雄二）**

はい、松井課長。

**子育て支援課長（松井 努）**

御質問にお答えいたします。

現在、18歳以上の大人の対応につきましては、主体となっている部署はございませんが、若者ケアラー本人や御家族等から相談を受けた機関や部署が、相談内容を十分理解し、必要なサービスにつなげていくことが必要であると考えておりますので、より一層の連携を強化してまいりたいと思っております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

亀元議員。

**5 番（亀元公一）**

ヤングケアラーに対する小・中学校の取組状況をお聞かせください。

**議 長（白石雄二）**

高祖課長。

**学校教育課長（高祖 睦）**

はい。議員の御質問にお答えいたします。

水巻町教育委員会における小・中学校の取組といたしましては、一番は相談体制の充実だと思っております。答弁でもお答えしましたとおり、スクールカウンセラー、またはスクールソーシャルワーカーの外部専門家を加え、関係機関と連携を行いながら、伴走型と言われる支援に力を入れている形になっております。

具体的には大体月1回程度ですね、児童・生徒に生活アンケートっていうのを今現在実施をさせていただいております。そこでケアラーだけではなくて、いじめとかですね、学校の中の不安など含めた様々な悩みを相談できるように工夫をしております、そこで気になる記述をしている児童・生徒を、担任を含めて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつなぎ、必要であれば関係機関と連携を図っているという形になっております。

また、各学校内におきましては、月数回ですね、いじめ、不登校、または児童・生徒指導、支援委員会を開催をさせていただいております、個別に対策を話し合っているという形になっております。

また、教育委員会といたしましても、おおむね月1回のペースで生徒指導会議というのを開催をさせていただいております。児童少年相談センターや社会福祉協議会などと、子どもの学ぶ権利を含めたあらゆる権利を確保するため、児童・生徒一人一人の個別的問題を生活面から協議をし、解決へと導いていけるように努めているところでございます。

さらにはですね、みずまき社会福祉法人ネットワークがヤングケアラーのチラシを作成していただいております、その裏に相談窓口の周知を行っていただいております、児童・生徒自らがヤングケアラーだと気づくよう取組を行っていただいております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

ヤングケアラーに特化した小・中学校の児童・生徒への生活アンケートの実施は考えておられますか、お聞かせください。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

はい。先ほどの生活アンケートの中でですね、学校におけるアンケートは、ヤングケアラーのみに特化したものではございませんが、一方で学校における児童・生徒の問題の把握っていうのは、家庭の問題とか、友人関係の悩みだとか、学習の遅れ等、多岐にわたって子どもが悩んでいるという形で、そういった悩みをなるべく多く把握することで、担任への相談やスクールカウンセラーなどの専門職へつなぐためのものという形で、今現在実施をさせていただいております。

ただ、現在実施しているアンケートの内容をやはり再点検を行っていただきながら、ヤングケアラーの実態把握を含めてできるような、質問事項を加えたり考え直すことが必要だと考えております。都度、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門職、または生徒指導担当教員と学校長含め、皆様と相談しながら今後とも気になる生徒の把握に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

ヤングケアラーの早期発見とですね、それから早期支援をよろしく願いいたします。私のほうから再質問を終わります。

議 長（白石雄二）

松野議員。

3 番（松野俊子）

私のほうからはプレコンセプションケア推進について、再質問させていただきます。

まず、健康づくりの視点からプレコンセプションケアに取り組んでいることが健康課として

は、どのようなことがあるのか、お聞かせください。

**議 長（白石雄二）**

植田課長。

**健康課長（植田英次郎）**

議員の再質問にお答えいたします。

まず、健康課としましては町民の健康づくりの視点からプレコンセプションケアに取り組んでいる内容としましては、自分の健康状態を確認するための特定健診や30' s 健診、子宮頸がん・乳がんなどのがん検診、また病気を予防するためのものとしてしましては、子宮頸がんワクチン接種を実施しております。

また、健やかな妊娠・出産、生まれてくる赤ちゃんの健康リスクを減らすためにですね、母子健康手帳の交付時などで適正体重の維持や栄養のバランス、適度な運動、禁煙、禁酒などの生活習慣、それから妊婦歯科健診の重要性などを説明しているところでございます。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

松野議員。

**3 番（松野俊子）**

既に健康課といたしましても、そういう妊娠前の体の健康ということで様々に取り組んでいただいているということは分かりました。特に子宮頸がんのワクチン接種率の向上等ですね、今後とも、しっかり取り組んでいただきたいし、またワクチンを接種したとしても100%防げるものではありませんので、子宮頸がん・乳がんの検診等にもしっかり力を入れていただけると理解いたしました。

次にですね、今年4月に発足しました福岡県のプレコンセプションケアセンターでは、大学生や専門学生等を対象に、妊娠・出産等の正しい知識の出前講座を行っているとのことですが、水巻町内には、福岡水巻看護助産学校、また、遠賀中央看護助産学校等でも出前講座を活用してはというふうに考えますが、このプレコンセプションケアの普及啓発について、こういった学校に対する啓発はどのようになっていますでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

植田課長。

**健康課長（植田英次郎）**

質問にお答えします。

福岡プレコンセプションケアセンターでは、大学・専門学校など若い世代に対して出前講座の募集を行っていきまして、実際に看護専門学校でも出前講座が行われており、学生から非常に

好評だったという話は聞いております。各学校へは福岡プレコンセプションケアセンターからチラシの配布や出前講座の案内が、実際されているそうです。先生に聞いたところ、授業の中でもプレコンセプションという考えを基に、授業に取り組んでいってますという話でした。

プレコンセプションケアは若い世代のうちから、妊娠・出産や自らの心と体の健康に関して正しい知識を持ち、人生設計を意識し、将来の質の高い生活を実現するために重要であると考えております。広報紙やホームページのほか、がん検診や子宮頸がんワクチン予防接種勧奨時にチラシを配布し、普及啓発に努めてまいりたいと思っております。なお、8月10日号の広報でも福岡プレコンセプションケアセンターの記事を掲載したところでございます。

以上です。

### 議 長（白石雄二）

松野議員。

### 3 番（松野俊子）

出産年齢の高齢化や若い女性にありがちな過度なダイエットなどによって、妊娠・出産のリスクがある等々、様々な情報があるかと思えます。今後とも健康課といたしましては、そういった健康管理に対する啓発・周知をよろしくお願いいたしたいと思えます。

次にですね、国はプレコンセプションケアの重要性・必要性ということで、今回、早い段階で、教育現場の教育啓発が必要であるということを確認いたしまして、文部科学省と厚生労働省の連名で、「学校等におけるこどもの性と健康に関する普及啓発等の取組の充実について」という通達がおりにきてるといふふうになっております。福岡県といたしまして、それを受けまして「福岡県プレコンセプションケアセンター」を開設いたしまして、県としても普及・啓発の取組に力を入れていると、そういうふうな流れであると理解しておりますが、本町の水巻町の小・中学校におかれましても、まず各小・中学校の養護教諭の先生方に研修を受けていただくというような答弁があったかと思えますが、その辺のところは研修をしっかり受けていただくということで理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

### 議 長（白石雄二）

高祖課長。

### 学校教育課長（高祖 睦）

議員のおっしゃるとおり、プレコンセプションケアっていうのは大切なことだと思っております。性教育等に関しては養護教諭が中心となってやっておりますので、養護教諭に研修・出前講座等を取り入れて、教育委員会としてもセンターの活用を今後とも進めていきたいというふうには思っておりますし、また、福岡県プレコンセプションケアセンターから、多分講師を招聘したりとか、県が教育委員会主催でプレコンセプションケアセンターと合同で研修会っていうのを多分されるんだろうという形で予測はしておりますので、そういったところにですね、積極的な参加を促していくという形では考えております。

以上でございます。

議長（白石雄二）

松野議員。

3番（松野俊子）

耳慣れないプレコンセプションケアという言葉ではありますが、先ほど答弁にもありましたように、コンセプション、妊娠の前にしっかり自分の体をケアしていくといった、こういった概念が学校現場でも導入されていくということで、導入されたことで今後ですね、そういった今まで取り組んでいた、まず性教育だとか、保健のこと、そんなことがどんなふうに、この概念が入ってくることで、変わっていくといたしますか、どのような認識を——ちょっと抽象的になるかとも思うんですが、そういった分かる範囲で結構ですので、今後どのように取り組んでいかれたりとか、概念がどういうふうに生かせるか、お答え願えたらと思います。

議長（白石雄二）

高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

はい。議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、答弁でもお答えさせていただいており、現在では保健体育等の関係でですね、発達段階に応じて、それぞれ実施している性教育という形がありますけども、その中で単発的な指導、また教育といった形のことではなくて、例えばプレコンセプションケアといった概念によって妊娠するとかですね、しない、年齢性別にかかわらず、自分自身の健康に意識を向け、将来を見据えた体、心と性の健康へのケアといったことへのつながりっていうんですかね、そういったものに取り組んでいかなければならないという形では考えております。

以上でございます。

議長（白石雄二）

松野議員。

3番（松野俊子）

はい。ありがとうございます。ちょっと結びになりますが、確かに実際に妊娠・出産するのは、女性であります。さっき性別に関係なくとおっしゃっていただいたように、男性が正しい知識を持って適切に行動すること。これがやはり女性やその生まれてくるであろう赤ちゃんの健康を守ることにつながるといって、そういうことを国立成育医療研究センターも発信しております。当然のことではあります。

例えば、例を挙げればですね、子宮頸がんのワクチン接種においてもですね、男女ともに若いうちに正しい知識を持っていれば、女性自身の接種率が上がるということだけではなく、そ

の女性を守るためにも、男性が進んで、この子宮頸がんのワクチンを接種するというときが来るのではないかというふうに期待されるところであります。

また、冒頭答弁の中にですね、もう既に本町では性教育ということで、児童・生徒と保護者が共に同席して学ぶ、性教育の学習会が開催されているというふうにあります。せっかくの機会ですので、教育委員会としても、その時の生徒や保護者の反響等をしっかり把握していただいて、そのプレコンセプションケアの推進にやはり役立てていただきたいというのは要望であります。

また、今後、養護教員の先生方が、しっかりと研修を受けていただくようになると思いますので、そういった先生からの意見とか、そういったものですね、教育委員会としてしっかり把握して、今後とも健康課と連携を取りながら、この事業をしっかりと推進していただくことを要望いたしまして、プレコンセプションケアの推進についての再質問を終わります。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

4 番、水ノ江です。私は、自治会等の現状とデジタル化について、また再質問をさせていただきます。

私も議員という立場ですね、住民の方からいろいろ御相談を受けておりますけども、町に対して地域の住民の方が要望されることについてちょっとお尋ねをいたします。

町にはですね、地域住民から様々な要望があるというふうに思っております。どのような手続きになるのかということと同時に、自治会未加入の方から要望等があったときに、そういった場合の対応についてお伺いをいたします。

**議 長（白石雄二）**

藤田課長。

**地域づくり課長（藤田恵二）**

水ノ江議員の再質問にお答えをいたします。

町に対する地域からの要望ということでございますが、まずカーブミラーとかですね、防犯灯の新設など地域の方々との調整が必要なものや、例えば公園内の高木の伐採など比較的大きな予算を伴うものにつきましては、地域全体の要望として、区長より要望書の御提出をいただいております。要望書については、地域づくり課で一元的に受付をしましてですね、内容確認後、担当課にその対応を引き継ぎ、対応方法については担当課より区長のほうに御回答をしているということでございます。

また、緊急性が高くて安全上の対策が必要な場合、こういった要望の場合、例えばカーブミラーに木の枝がかかって見えにくいとかですね、道路上に陥没があるとか、そういった場合に

については住民の方から、直接区長ではなくて、住民の方から直接連絡をいただいた場合についても、対応はさせていただいてるということでございます。

また、自治会未加入者からのご要望ということでございますが、先ほどお答えしましたように、安全上緊急性が高いものについては、住民の方からの連絡により適宜対応の方はさせていただいておりますが、要望内容がですね、先ほど申しましたカーブミラーとか防犯灯とかですね、また横断歩道の新設とかですね、地域の皆様が等しくその恩恵を享受するような生活環境の改善とかですね、そういった場合についてはやはり地域の問題として、地域の代表者である区長から要望をしていただくようお願いをしているところでございます。

町としましては、要望される個人の方の生活環境がですね、その自治会からの要望を通じて、その地域の問題として改善されることが自治会に加入するメリットの一つではないかというふうにも考えておりますので、自治会に加入されていない方からご要望・ご相談があった場合には、その要望内容については、こちらできちんとお聞きするとともにですね、このことを一つのきっかけとして自治会の役割とか必要性をその方に丁寧に説明をして、自治会の加入につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

はい、ありがとうございます。答弁にありましたけども、町としては転入手続きの際に、加入のチラシを配布するとか、これは昨年ですけども、広報みずまきで自治会活動の特集をくんでという答弁がございまして、私も目を通させていただきました。その中で自治会加入の支援策の一つとして、定住促進奨励金制度の対象要件の中に、自治会に加入していることということで、定められております。奨励金が交付された後に、自治会を辞められるケースがあると、ちょっと聞いております。町として、どういうふうに考えるのかお伺いをいたします。

**議 長（白石雄二）**

藤田課長。

**地域づくり課長（藤田恵二）**

お答えをいたします。

自治会の加入促進を図るため、定住促進奨励金の受給要件の一つとして自治会の加入というのを定めております。これは、申請者が自治会に加入していることを区長が証明する自治会加入証明書という書類がございまして、これの提出を申請の要件としておまして、申請時に自治会に加入していないと奨励金が受給できないという仕組みになっております。

一方、議員御指摘のとおり、受給後、自治会を退会されるケースもあるというふうに聞いております。具体的な追跡調査等はしておりませんので、退会理由などの実態については把握で

きておりませんが、残念ながらそういうケースがあるということでお聞きをしております。

町としましては、定住される方にはぜひ、自治会に継続加入をしていただきたいということで、このような形で加入促進を行っておりますが、自治会からの退会については、これはあくまでも本人、その世帯の意思によるものであるということで、これ法的な見解も示されておまして、無理にその自治会から退会を引き止めることはできない、というふうに現状はされております。

町といたしましては、まずはその自治会へ加入していただき、その自治会を知っていただくことが重要であると考えておりますので、この奨励金制度をきっかけに、一度加入した方が自治会の役員の方とか、隣組長とか、またその他の会員の方々と良好な関係を築いていただき、その自治会活動をまず知っていただき、関心を持っていただくということで、継続加入につながっていくのではないかとというふうに考えております。

町内の全ての31区ありますが、自治会で加入者が今よりも増えて、退会者が出ないように、各自治会においては魅力ある自治会運営というのを行っていただけるように、町としても必要な支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

はい。できるだけ辞める会員が出ないように魅力ある取組を行っていただきたいというふうに思っております。

次ですけれども、自治会の加入率、答弁の中でもありました。低下しているという現状でございます。自治会の存在が危ぶまれるものになるのではないかとというふうにちょっと考えられます。答弁で自治会がなくなった場合の影響について、職員が自治会の会議に出席をして説明しているということでございますが、具体的にですね、どのような影響が出るのかお伺いをいたします。

**議 長（白石雄二）**

藤田課長。

**地域づくり課長（藤田恵二）**

はい。お答えをいたします。

自治会がなくなった場合の影響ということでございますが、実際にそうなった場合には広範多岐にわたって、やはり特に生活環境への影響が大きいのではないかとというふうに考えております。

その一つとして1例なんですけれども、例えば防犯灯の管理についてでございますが、現在防犯灯の電気料金の支払い等の日常的な管理については、自治会のほうで行っていただいております。

ります。そのため自治会がなくなった後も、その防犯灯の機能を維持するためには、その防犯灯の恩恵を受けている地域の住民の皆様で、その電気料金の支払い体制などをまた改めて決めていただく必要があるというふうに考えております。

さらに先ほど出ました町への要望等についても、安全上緊急性が高いものは個人からということもあったんですが、それ以外のは地域全体の要望として区長からご連絡・ご要望いただいております。やはり町としては個人個人の皆様ですね、全ての御意見を全て聞くというのはなかなか困難でございますので、自治会がなくなった場合、個人からなされる要望が、それが地域全体の要望なのか、個人からまた一個人の単なる要望になるのかっていうのを行政としてですね、早急に判断することがなかなか難しいということもありますので、そういった御要望がですね、御要望に対する改善が若干遅れてくるっていうような影響もあるかと思っております。

また、自治会などの行事を通じて、現在も住民同士の親睦を深めておられると思っておりますけれども、この自治会がなくなった場合はそのような機会も失われていきますし、住民相互の支え合いや助け合いの精神といったものも失われていくことにつながりかねないということで考えております。そのため万が一の災害時ですね、こういった時の地域の助け合いとか、防犯力の低下による犯罪が増加するとか、子どもや高齢者の見守りができなくなるとか、また地域の伝統行事なんかもですね、継承できないというようなことで、自治会がなくなることの影響は少ないと、大きいというふうに考えております。

町としましては先ほど町長が答弁されたとおりですね、自治会から役員の担い手がいなかったか、自治会を継続できないといったご相談を受けた際には、我々が自治会の役員会等に出席をさせていただき、自治会がなくなった場合の具体的なその影響などをご説明をしながら、また自治会の課題とか悩み、それぞれ自治会で課題や悩みも違うと思っておりますので、そういったものをお聞きして、自治会と町それぞれの役割分担で何ができるのかということ引き続き、その役員さんや地域の皆さんと一緒に考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

今、ご答弁いただきました。町長にちょっと質問いたします。

自治会 31 ありますけども、自治会がない区がございます。そういう所があるんですけども、町長としてのその思いを一つお願いできますか。

**議 長（白石雄二）**

町長。

**町長（美浦喜明）**

まず最初に自治会ですね、やっぱり今、安心・安全のまちづくりを基本としてますときに、

能登半島も見ても分かりますように、地震、それから台風、線状降水帯、それで今水巻で見ると、遠賀川、それから曲川、それからレッドゾーンですね、明神ヶ辻等々のレッドゾーン、こういうところがやっぱり、災害のときのポイントじゃないかなと思っております。

いつ地震が起こるか、台風は事前に来ると。そういう中でやっぱり自治会があって、特に障がいのある方、自分1人で動けない方等々ですね、猪熊でもそういう自治会組織でやってますけど、そういう、いろんな意味で、先ほど課長からもありますように、地域のつながり、あるいは自分たちの身の回り、自分だけのことじゃなくて、公共性のことを含めればですね、やはり水巻を守っていくには、やっぱり区の組織、それから日頃からのコミュニケーション等々ですね、私としては、もう特にああいう今年の6月ですか、南海トラフで宮崎が地震がありました。水巻も揺れております。それがもう近々ですね、国も認めてるぐらいに、そういう地震等がですね、いつ起こるか分からないと——。でも近々起こるという話もあります。

そういう中で、やはり区の組織あるいは住民の校区ゾーンのですね、コミュニケーション等々しながらやっていかなければいけないというふうに強くこの頃思うわけですけど、特に事情があって区が成立してないところが一部あります。そういうところはやっぱり担当課のほうでフォローしながら——、広報はですね、区に入っていない入っている関係なく全世帯に配っておりますので、そういう中でやっぱりこれから区長会も言われてるんですけど、先ほどから言われるように、区に入ってる、自治会に入ってる方たちがどんどん減ってる——。もう50%。60%の所もありますけど、50%切ってる区もあります。それはやっぱり高齢化、それから若い人たちが共稼ぎで働いて、区に入らないと——。お金だけの問題じゃないと思ってるんですよ。

だからこの自治会においては、水巻にとっても安心・安全なまちづくりを推進するにおいても、大変重要な課題だと私自身も思ってます。そういうことで、何度か区ができてない所も、試みしました。ただ、ああいうふうにおかの台のころみ坂のようにですね、区ができたところもありますけど、従来からあった所がいろんな人間関係で区が崩壊して、何度か言いましたけども、区の財産を貯めたお金をみんなに分けて、そして高齢化になったからもう再度できないとか、結構努力はしてるんですけどなかなか——。ただ、私はだからといって、水巻の町民の皆さんですから、そういうところも含めながら、町全体の今言ったような災害等に、いかに今後、議員の皆様と共有しながらやっていくかと、明日出てくる避難所のことも含めて、考えていかなければいけないんじゃないかなと思っております。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

## 4 番（水ノ江晴敏）

はい。ありがとうございます。それでですね、あと、役員の担い手不足がやっぱり問題ということで言われております。長い期間、区長等の役員を務めている地区もあるかというふうに思います。また、女性役員の登用が担い手不足の解消につながるのではないかというふうにも私は思っております。町としてですね、どのような考えがあるのかお伺いをいたします。

**議 長（白石雄二）**

藤田課長。

**地域づくり課長（藤田恵二）**

はい。お答えをいたします。

役員の担い手不足ということでございます。確かにですね、区長の任期というのは大体2年ぐらいで各区の規約で定められておりますが、どうしても担い手がいないということで、特定の人が再任を繰り返して何年もされている区もございます。町長も答弁されましたが、役員の担い手不足は、町内の全ての区長で構成する区長会のほうでも共通の問題として捉えておりまして、区長会の中で情報共有とか事例発表などの機会を持って、自主的にそういった研修が行われているというところがございます。

それとは別に町の対応としましては、役員の担い手不足の解消と併せてですね、先ほど議員ご指摘の女性の登用というところもあるかと思っておりますので、私どもの男女共同参画の推進を図るという位置付けにおいてもですね、毎年、各自治会に女性役員の登用についてはお願いをしておるというところがございます。

またちょっと一つご紹介させていただきたいのが、今年度の取組として、区長会の自主研修の時に少しお時間をいただきまして、男女共同参画に関する研修というのをさせていただきました。この研修では町の担当職員からですね、性別に関する思い込みのお話をちょっとさせていただいたり、また現職の女性区長さんもおられますので、その女性区長の方から、その女性役員からの意見を反映した実際に行っている取組などの発表というのも行っていております。女性役員の登用があまり進まない要因として考えられている、いわゆるジェンダーバイアスっていうのを取り除くためということで、町としてもそういった機会を捉えて啓発をさせていただいてるところでございます。

今後もそういった部分の役員の担い手不足の解消と、男女共同参画の推進という観点を併せて、自治会と連携して様々な取組を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

答弁ありがとうございます。特定の人に負担がかかる状況は、好ましくはありません。女性の活躍の場を広げていただきたいというふうに思います。

自治会のデジタル化の機運を高めるということに関して、町のほうもスマートフォンの講座も令和4年度には10地区、それから5年度に10地区ですね、延べ266人ということで答弁がありましたけども、私が思うにはやっぱり区の区長さんが、このLINEの講習を別途実施してはどうかというふうには思っております。町の考えをお伺いいたします。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

地域づくり課長（藤田恵二）

お答えをいたします。

自治会のデジタル化というところでございますが、議員の言われるとおりですね、自治会役員の理解がデジタル化へ向かうには必要不可欠だと考えております。

そのLINEですね、LINEということでございますが、LINEは日常的にその家族や友人とコミュニケーションを図るトーク機能ですね、このほかに様々な機能があるということで、実際にチラシとかそういった回覧なんかを電子化して電子回覧版として配信できるようなことができるオープンチャット機能というのもあるということで、実際にこの機能を活用して電子回覧を配信してる自治体も実際にはあるということで聞いております。

議員ご提案のLINEの活用については、デジタル化の推進に効果のある取組の一つだと私も考えておりますので、LINEの講習会の実施については、区長会等を通じて、区長とご相談しながら前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

はい。ありがとうございます。最後になりますけども、デジタル技術の普及が自治会運営の改善につながる事例報告があるということで答弁をいただきました。具体的にどのような内容なのかをお伺いいたします。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

地域づくり課長（藤田恵二）

はい。お答えをいたします。

デジタル技術の普及の具体的事例ということでございますが、昨年度ですね、国の事業になります。自治会等における地域活動のデジタル化実証事業というのが行われておりまして、全国で51の団体がこの実証事業に参加をしております。内容については、担い手不足等で悩んでいる自治会が、民間会社が開発したスマートフォンアプリを用いて、自治会員への情報発信を行い、その成果や効果を検証するというものでございます。

福岡県内では、筑後市と筑後市内の5つの自治会が参加をしております。成果としては、例えば災害時を含めた地域情報の速やかな配信ができたというようなこと、地域活動のデジタ

ル化に対する関心の深まりを確認できたというようなこと、それから若年層にこういった取組が好評だったため、地域活動に目を向けてもらえるという期待が生まれたことなどが成果として挙げられております。一方、月額の利用料金などの費用面の問題とかですね、デジタルツールに不慣れな方への支援を今後どのように行っていくかなどの課題も浮き彫りになっているということで、今後も継続的な取組が必要であるというような検証結果になったということで報告が上がっております。

本町といたしましても、こういった国の実証事業とかですね、そういった結果を参考に自治会活動のデジタル化について、今後各自治会に円滑なサポートができるように、様々な情報収集に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**4 番（水ノ江晴敏）**

はい。自治会は、町長言われたとおり、安心・安全なまちづくりを進めていく上でとても重要な存在だというふうに私も思います。ぜひ、この自治会の維持・発展のためにもデジタル化のサポートを前へ進めていただくことを強く要望いたしまして、公明党の再質問を終わります。

**議 長（白石雄二）**

以上で1番、公明党の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 13 分 休憩

午前 11 時 23 分 再開

**議 長（白石雄二）**

再開いたします。2番、日本共産党。井手議員。

**9 番（井手幸子）**

9番、井手幸子です。日本共産党を代表いたしまして、冒頭質問を行います。

初めに、子どもの権利についてお伺いいたします。今年、日本が子どもの権利条約を批准して、30年目を迎えます。子どもの権利条約は、全ての子どもが幸せに生きる権利を保障するものとして、1989年に国連で採択されました。子どもの権利とは、大きく分けて生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利があります。子どもは大人と同じように人権を持っていますが、その一方で、特別な保護が必要とされています。採択された当時は、あらゆる戦争への反省から生み出されたものでしたが、現代では、子どもに対する、痴漢、性暴力、子どもの自殺、不登校の急増、虐待など子どもを取り巻く環境の深刻さが増し、少子化対策を含め、

子ども施策は国政の重点課題の一つに変わってきました。

昨年4月にはこども家庭庁が設置され、こども基本法が施行されました。昨年末に閣議決定がされた「こども大綱」では、子ども・若者の最善の利益を第一に考えることを、政府の子ども施策の基本的な方針としています。

しかし、昨年、こども家庭庁が行った子どもの権利条約の認知度に関する調査結果では、知っているが、小学1年から3年で16.8%、4年から6年で32%、中学生で43.2%、高校生で67.1%と批准から30年経ても、権利の当事者である子どもの多くが権利について知らされておらず、理解されていない状況です。

国連子どもの権利委員会は、日本政府に対して日本政府が子どもの権利を根づかせる努力を怠り、過度に競争的な教育システムが子どもの発達をゆがめていると繰り返し勧告を行ってきました。

こども基本法や大綱を実現するためには、これまでの政府の施策の反省は不可欠であり、地方自治体においても、具体的な施策が求められています。そこでお尋ねします。

1、子どもの権利条約の内容を、子ども自身や子どもを取り巻く大人たちが知ることが重要です。当町では、これまで子どもの権利条約を周知徹底するために、どのような取組を行ってきましたか。また、今後どのような取組を考えていますか。

2、子どもの権利条例など、何らかの条例を制定している自治体は、全国で令和6年5月現在で69自治体、県内では志免町、筑紫野市、那珂川市、田川市の4自治体が既に制定しており、その重要性は広がっています。本町でも条例を制定する考えはありませんか。

2番目に、保育料の無償化についてお尋ねをいたします。

本町では、2016年に策定した第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略において、10代後半から30代までの人口流出を最大の課題として、子育て支援や移住・定住政策を推進してきました。さらに2021年からの第2期においても同じく、人口流出を課題として、「子育てにやさしく、働きやすい町」にするとの政策目標を掲げました。

その努力の結果、2021年から2022年には、転入が転出を上回り、子どもや若い世代の人口が増えました。本町においては、今後も人口流出を防ぎ、若い世代の転入を促進する努力が必要と考えます。

そこでお尋ねいたします。北九州市が2023年10月から第2子以降の保育料の無償化を実施しました。これまで我が党は、北九州市よりも一歩先行く子育て支援をと、子ども医療費の無料化の拡大等を提案してきました。本町が初診料も含め、無料の子ども医療制度を周辺自治体より先駆けて実施したことは、周辺自治体からの子育て世代の転入増加の要因の一つだと考えます。第2子の保育料無償化は北九州市に後れを取りましたが、本町が最低でも、北九州市と同レベルの第2子以降の保育料無償化の子育て支援を実現することは、人口流出や少子化対策としても大変重要であると考えます。本町においても、早急に第2子の保育料の無償化を実施すべきと考えますが、答弁を求めます。

最後に、町の歴史と立屋敷の景観を守るために、についてお尋ねをいたします。

八剣神社のある立屋敷の夫婦イチョウのすぐそばに、古物商の許可を持つ古鉄くず回収業者が事業を始めてから既に8年が経過しました。周辺住民は、事業所からの日々の振動、騒音、

粉じん、悪臭、景観等の生活環境の悪化に終の棲家としたこの地に、このまま住み続けることができるだろうかと不安を募らせています。そこでお尋ねをいたします。

1、当初、この地は2016年3月に、北九州市八幡西区の土木建築業者が資材置場として、農地転用許可申請書を提出し、農業委員会の総会の審議を経た後、県が4月に許可を出しました。その後、土地の転用内容が、転用目的も含めて計画どおりに使用されているかどうか、転用許可が出た日から3か月以内に農地転用完了届が提出されなければなりません。しかし、この業者が完了届を提出したのは10月でした。しかも内容に不備があり、修正後の再提出を求めたにもかかわらず、以後提出されなかったということです。このような経緯があった中で、現在の鉄くず回収業者の営業となっています。農地転用完了届が未提出であっても、転用許可以外の使用はできるのですか。

2、現在、町内の農地は宅地へと転用されることが増えています。宅地であれば、このような業者が事業を始めることが可能です。そうであれば、このような生活環境悪化は他人ごとではなく、いつ、誰の身にも起こりうる町全体の問題であると考えますが、町の認識をお尋ねいたします。

3、特に立屋敷のこの地域の歴史的な景観は、町として守るべきと考えます。ところがその足元に、回収業者の看板やいかめしい塀が高く張り巡らされている現状に、町内外から悲壮な声が聞かれます。町は立屋敷のこの地域の歴史認識、歴史的価値をどのように考えているのか、見解をお尋ねします。

4つ目には、住民の安心・安全な暮らし、住んで良かったと思える水巻町の実現を掲げてきた町長は、長い歴史ある地域を守り育て、暮らしてきた立屋敷地域の住民の安心・安全な暮らしを取り戻し、この地域と伝統を次世代へ引き継ぐ責任があると考えます。また、土地の転用や所有での手続き上の不備も判明しました。この点から考えれば、古物商の事業者に対し、移転の方向で話し合いを求めていくべきだと考えますが、いかがですか。答弁をお願いします。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、町長。

**町 長（美浦喜明）**

初めに、子どもの権利についての御質問にお答えします。

子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では日本を含めた世界196の国や地域が締約している世界的な条約です。18歳未満の子どもを「権利を持つ主体」と位置付け、大人と同様、一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。また、この条約では、大人と同じ様に認められる基本的人権である「生きる権利」と「参加する権利」、子ども固有の権利である「育つ権利」と「守られる権利」の4つが、子どもたちが持つ基本的な柱とされています。

「生きる権利」には、差別をされないことや、病気やけがをしたときには病院で治療を受け

られる権利などがあり、「参加する権利」には、自由に自分の意見を言ったり、集まってグループをつくったり、自由に活動することができる権利などがあります。また、「育つ権利」には、教育を受けたり、遊んだり、休んだりすることができる権利などがあり、「守られる権利」には、すべての暴力や虐待、いじめ、犯罪などから守られる権利などがあります。

この、子どもの権利条約で示された4つの権利については、守るべき原則として、日本の子どもに関する基本的な法律である、こども基本法にも引き継がれており、これから本町が策定するこども計画においても、子どもたちの健全な育成に取り組む上での守るべき原則としていくものです。

そこで、まず1点目の、子どもの権利条約を周知徹底するためのこれまでの取組及び今後の取組についてのお尋ねですが、こども基本法第15条では、国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする事となっております。

本町としましても、国、県と連携して子どもや若者の皆様はもちろんのこと、大人の皆様にもまずは知っていただき、理解してもらうことが大切であると考えております。これらを踏まえた、これまでの取組としまして、令和5年度に水巻町要保護児童対策地域協議会において、住民向けの啓発として、宗像児童相談所児童法務弁護士による、子どもの意見表明権に関する講演と、併せて子どもの意見表明権がテーマの映画「こどもかいぎ」の上映を行っております。参加者からは、「子どもは大人が思っている以上に色々考えていること、深い思いがあることを感じさせられた」との意見や「ずっと意見を言えなかった女の子が自由に意見を言えるようになる姿を見て、先入観を持たずゆっくりじっくり向き合う姿勢が必要だと感じさせられた」など、好意的な意見が多数寄せられており、子どもに向き合う姿勢を考える良い機会になったのではないかと感じております。今後の取組につきましては、引き続き周知活動を継続し、子どもの権利条約やこども基本法についての認知度を向上させるよう努めてまいります。

御質問の中にありました、こども家庭庁が実施した子どもの権利に関する認知度の調査において、「子どもの権利の認知度向上のために必要だと思うことは」との問いに対する調査結果が出ており、子ども、大人とも「学校で子どもの権利について学ぶ時間をつくる」が高くなっております。また、中学生や高校生の世代においては、「SNSや動画など、インターネットを使ってみんなに知らせる」が高く、大人では「大人と子どもと一緒に学ぶ機会を増やす」が高くなっております。

また、今年度こども計画を策定するために実施したアンケート調査においても、子どもの権利について、いくつかの設問を準備して実施しておりますので、これらの調査結果をしっかりと分析し、子ども・子育て会議の委員の皆様からの御意見もいただきながら、効果的な手法等を検討してまいります。

次に2点目の、本町でも条例を制定する考えはありませんか、とのお尋ねですが、こども基本法では、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や都道府県と市町村における、こども計画策定の努力義務等が規定されています。そのため、本町においては、未就学児童の保護者や就学児童の保護者に実施した「子ども・子育て支援ニーズ調査」、小学生・中学生及び保護者に実施した「子どもの生活についての調査」、16歳から39歳までの住民に対して実施した

「子ども・若者の生活や意識に関する調査」、小学4年生から39歳までの住民に対して実施した「意見募集」、これらの子どもや若者の意見を聴きながら「水巻町こども計画」の策定を進めております。子どもの権利に関する基本理念や施策の推進等については、この計画に盛り込んで策定することとしているため、まずは計画の施策をしっかりと推進していくことが重要であると考えているため、条例を制定する考えはありません。

次に、保育料の無償化についての御質問にお答えします。

保育料につきましては、令和元年10月1日より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの全ての子どもたちの利用料が無償化となりました。

0歳から2歳児クラスの保育料につきましては、子ども・子育て支援法第27条の規定により、国が定める基準額を上限として、実施主体である市町村が設定することとされています。

本町では、法の規定に基づき、所得に応じた保育料の階層区分について、国が定める基準である8階層を細分化し、独自で13階層として保育料基準額表を作成し、国基準よりも子育て世代に対する負担の軽減を図っております。この保育料基準額表に基づき、保護者等に保育料を負担していただくこととなっており、生活保護世帯及び町民税非課税世帯は無料、それ以外の世帯につきましては、所得状況に応じた応能負担を基本とし、毎年各世帯の町民税額をもとに決定しています。負担の軽減措置につきましては、兄弟姉妹が同時に利用される場合等は、2人目は半額、3人目以降は無料となっており、ひとり親等の世帯や所得の低い多子世帯についても、国基準に基づき軽減措置を実施しているところです。

保育料については、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において、全国の子育て家庭に不平等を生じさせない制度として構築するべきであると考えておりますが、こども未来戦略「加速化プラン」の施策の中には、保育料の軽減について明記されておられません。

そのため、自治体独自で、人口流出抑制、少子化対策、定住促進対策、安心して生み育てられる環境づくりの一環として、保育料をはじめとする子育てにかかる経済的負担を減らす施策を講じていることから、その取組の重要性は強く認識をしております。

そこで、本町においても、早急に第2子の保育料の無償化を実現すべきと考えますが、とのお尋ねですが、保育料軽減の施策を展開する前に、本町において待機児童が発生していたこと、福岡県が全国比較で待機児童が多い傾向にあったため、「第5次水巻町総合計画」並びに「第2期水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策目標に基づき、まず待機児童の解消を最優先事項と定め、様々な施策を展開してきました。

待機児童を解消していくためには、受け皿の確保として保育士の確保と保育施設等の整備が必要となりますので、その実現に向けて支援施策を実施しているところです。1つ目は、奨学金を利用して保育士資格を取得した町内に住所を有する保育士に対し、奨学金の返済に要する費用を補助する町独自の制度。2つ目は、保育士の業務軽減を図ることを目的とした、保育支援者及び保育補助者を雇用した施設に対する補助。3つ目は、保育士業務を効率化し、負担を軽減することを目的として、ICTシステムの導入に要する費用の補助。4つ目は、保育士の質の向上を図るための研修費に対する補助など、保育士確保に向けた様々な取組を実施しております。

また、保育施設等の利用定員を増やすため、保育室の増築工事や小規模保育事業所を開所するための施設整備に対する補助も実施しました。現在も、保育施設利用ニーズの増加に的確に対応し、保育施設等の利用定員を増加させるため、水巻吉田保育園の老朽化による建替えに対する補助も行っており、令和7年4月に新たに認定こども園として開設する予定となっております。これらの施策の効果として、令和4年度から令和6年度にかけて、着実に待機児童の減少につながっています。

0歳から5歳児の人口は年々減少しているところですが、共働き世帯の増加等により保育施設利用のニーズは、年々高まっておりますので、引き続き保育士の確保や施設整備等に対する財政支援を継続してまいります。

このような待機児童対策とともに、子育て世代を経済的に支援するために、こども医療費の助成対象を拡充し、18歳までの無償化を実施、町立小・中学校給食費の補助、伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に行う出産・子育て応援事業の実施等、現時点において経済的な支援についても様々な施策を推進しているところです。

子ども施策は、これからも重要な位置付けとして実施してまいります。国のこども未来戦略「加速化プラン」においても、保育料の軽減については明記されていないため、保育料無償化の実施に当たっては、財源を町独自で確保する必要があります。先にも申しましたとおり、本町では、子育て施策、教育施策、定住促進施策、高齢者や障がい者の施策等を限られた財源の中で優先順位をつけて実施しているため、現在実施している子育て世代に対する様々な施策の財政負担などを鑑みると、現時点では第2子の保育料を無償化することは困難だと考えております。

しかしながら、現在、第3期総合戦略を策定するに当たり、人口流出の抑制、少子化対策、定住促進等に対する有効な施策の検討・立案に当たり、住民の皆様の生の声を反映するため、住民アンケートを実施しております。この検討の中で、実施可能な子育て世代に対する新たな負担軽減策についても検討してまいります。

最後に、町の歴史と立屋敷の景観を守るために、の御質問にお答えします。

まず、当該事業者が事業を開始するまでの経緯を簡単に説明いたします。

現在、当該事業者が事業を行っている敷地、約2,044平方メートルのうち、約29.6%にあたる605平方メートルが、元々農地として登記されていた休耕畑でした。この農地について、土木建設用の資材置き場にする目的で、平成28年3月24日に福岡県知事宛ての農地転用申請書が水巻町農業委員会に提出されました。この申請書の内容については、平成28年4月11日に水巻町農業委員会を開催し、審議を行いました。周辺には農業用水路等もなく、農業への影響、問題は認められなかったことから、全会一致で県知事へ進達することが妥当であるとの判断をしております。

この結果を受け、同日付で、福岡県知事へ申請書を進達し、同月28日付けで福岡県知事から農地転用の許可が下りています。その後、農地転用申請の内容と現状が異なっているという指摘があり、同年9月定例会で一般質問がなされ、本町としましては、担当職員が調査を行い、県の八幡農林事務所へ対応について相談を重ねております。

また、御質問にもありますように、工事完了届が未提出であったため、当該農地転用許可の

申請者に何度も連絡を取り、書類の提出を催促しており、同年10月7日によく、八幡農林事務所に提出されています。ところが、八幡農林事務所が工事完了届に添付された写真の差替えが必要であるとのことから、同年10月20日付での県の公文書で、再提出依頼を行っている聞き及んでいますが、その後、再提出はされないまま現在に至っているようです。

平成29年2月1日には、立屋敷区の住民12人が役場に来庁し、当該土地において農地転用の目的と異なる、くず鉄回収事業を行っていることについて、経緯等に関する説明を求められました。そこで町担当職員が説明を行い、当該事業所が振動規制法や騒音規制法の対象外施設であるため、これらの法に基づき事業活動を止めることはできないことを明確にお伝えしています。

また、当該土地で事業を開始した事業者の事業内容自体に、法的な問題が無いか、町担当職員が宗像・遠賀保健福祉環境事務所や遠賀・中間地域広域行政事務組合の職員とともに現地に赴き調査を行い、取扱品目や保管方法等について指導を複数回行っております。この指導の結果、作業内容について徐々に改善されていますが、現在でも当該事業者に対する苦情連絡等が町にあれば、その都度、町担当職員が現地に向かい、状況確認と必要な指導を行っています。

また、最近では地元の区長から、地区住民に対して法律面の説明を行ってほしいとの依頼がありましたので、本年7月30日に、地区公民館で行われた地区主催の会合に、産業環境課と建設課の職員が出席しております。その際に、参加された住民の方からは、日常生活における騒音等の実情が語られたのですが、本町としましては、違法でない現状では、民間同士の争いに、行政が立ち入ることができないことを前提に、都市計画法上の土地の用途地域、騒音や振動に関する法的整理の部分について、説明をさせていただいたところです。

そこで1点目の、農地転用完了届が未提出であっても、農地転用許可以外の使用はできるのですか、とのお尋ねですが、先ほどの経過説明の中でも述べましたが、当該農地転用の申請者は、県の修正指示に従わず、工事完了届を再提出していない状況です。しかし、もともと畑であったものが、資材置き場の形状に変わったことは確認されています。

また、農地転用につきましては、当時「転用後何年間は用途を変更してはいけない」という条件はなかったため、当初の転用目的であった資材置き場が、後に他の用途に変更されることは法的には問題ありません。

本件の場合、工事完了後に土地の所有者が変わっており、一旦資材置き場となった土地を購入した新たな所有者が、隣接する宅地とともに現在の形に造成しています。そのため、本案件の問題は、農地転用申請者の工事完了届の提出の有無となりますが、この工事完了届の提出に関するルールは、農林水産省がまとめた農地法に係る事務処理要領に定められており、工事完了後速やかに完了報告を行う必要があります。八幡農林事務所に確認をしたところ、他の案件も含めて工事完了届が未提出の申請者に対しては、定期的に催促を行っているとのことでした。

本件につきまして、工事完了届が未提出の現状は望ましくない状態ですが、当初の申請どおりに農地転用自体は行われ、当該土地が農地ではなくなったことは明らかのため、8年前の許可を遡って取り消すことまでは、八幡農林事務所の職員も言及しておりません。

本町としましても、当該申請者に対し、工事完了届を再提出していただく旨の公文書を郵送しておりますが、今のところ返事がありません。工事完了届の再提出さえあれば、本案件に関

する全ての事務作業が完了しますので、今後も当該事業者には、八幡農林事務所とともに粘り強く工事完了届の再提出を促してまいります。

なお、近年、転用目的を資材置き場等として農地転用許可を得て工事完了届を提出した後、すぐに太陽光発電設備が設置される事例が全国的に多発していることから、本年4月1日に事務処理要領の一部が見直され、「資材置き場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合は、工事の完了報告があった日から3年間は、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件が新たに付されています。

このことから、立屋敷の本案件のときとは異なり、今後は、資材置き場に転用した土地の利用目的が直ちに變更される事案はなくなるものと思われまます。

次に2点目の、現在、町内の農地は宅地へと転用されることが増えています。宅地であれば、このような業者が事業を始めることが可能です。そうであれば、このような生活環境悪化は他人ごとではなく、いつ誰の身にも起こりうる町全体の問題であると考えますが、町の認識をお尋ねします、とのお尋ねですが、御質問にあります、生活環境悪化の原因となる無秩序な都市化を抑制するために、都市計画法において昭和43年に都市計画区域の定めがなされる改正が行われ、さらに昭和45年の改正時に用途地域が4種類から8種類へと細分化され、都市区域内の土地利用に対して秩序ある都市化の誘導を図っていくことが定められました。

本町は、町全域を都市計画区域として昭和49年に用途地域を定めて以降、用途地域区分に応じた土地利用を行っており、さらに平成7年の都市計画法改正により用途地域が更に細分化され、現在の用途地域の区分となっております。

しかしながら、今回御質問をいただいています立屋敷地域を含んだエリアは農業振興地域に指定されており、都市計画法の用途地域と併せた二重の地域指定を行うことが、農業振興地域の整備に関する法律でできないことが定められています。そのため、都市計画法の用途地域の定めのない農業振興地域の土地利用については、農地における規制以外をほぼ受けることがありません。

農地から宅地への転用については、人口減少社会における社会増減好転の一因になっている側面もあるため、これからの農業振興地域の在り方については、農業の振興と人口減少に歯止めをかける都市化における大変重要な問題であると認識をしております。

今後、本町における農業の在り方や法規制の在り方について、関係部署において調査と研究を行ってまいりたいと思っております。

次に3点目の、町は立屋敷のこの地域の歴史認識、歴史的価値をどう考えているのか、とのお尋ねですが、県指定天然記念物の大イチョウをはじめ、町指定文化財の木造狛犬(こまいぬ)・木造随神像(ずいじんぞう)などを保有していた八剣神社がある立屋敷周辺は、古くからの家並みなども残る歴史的に価値のある地域だと認識しています。

御承知のとおり、本町は様々な文化財や歴史的な風景が数多く残る、歴史ある町であります。それゆえに歴史的価値がある地域は、立屋敷地域に限らず、町内の様々な場所に点在しております。しかしながら、本町は、歴史的、文化的な建物や景観等の歴史的な保全については、所有者の意思に委ねられているのが現状です。今後につきましても、このような歴史的資源については、所有者をはじめ地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、引き続き、保全・保

護に努めてまいります。

最後に4点目の、事業者に対し移転の方向で話合いを進めていくべきだと考えますが、いかがですか、とのお尋ねですが、まず、御質問にあります、土地の転用等に関する手続上の不備とは、工事完了届未提出のことと理解してお答えします。

先ほども述べましたとおり、御理解いただきたいのは、手続上の不備については農地転用申請を行った申請者に帰属するものであり、農地転用自体について一旦は正しく転用がなされたこと。また、現在古物商の事業を行っている事業者については、騒音規制法、振動規制法などの規制対象になっておらず、法律的に何も非がない状態で事業を行っておられます。完全な民有地で経済活動を行っている一事業所に対して、法的な根拠がない状況で立ち退きを迫るような行動を行政が行うことは、逆に事業者から町が訴えられる可能性もあり、困難であると考えます。

また、先ほど3点目の御質問で答弁しましたように、町の歴史的景観を守ることの重要性は、もったもなことでありと認識しておりますが、今後、景観条例等を整備した場合も、法の不遡及の原則により、新たな条例等を根拠として、当該事業所に移転を求めるということは不可能です。そのため、本件につきましては、最終的には当事者間で解決すべき問題であると考えていますが、地域住民の方が困っておられることは十分に承知していますので、苦情対応など町としてできることはこれまで同様に行ってまいります。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

これより、再質問をお受けいたします。はい、井手議員。

**9 番（井手幸子）**

はい。私は、子どもの権利についての再質問を行います。

2番目の質問に、「子どもの権利条例を策定してはどうか」という質問をした答弁として、「こども計画を本年度策定をするようになっていきます」というお答えですけど、そのこども計画って何の計画かちょっと簡単に分かりやすくお願いします。

**議 長（白石雄二）**

はい、松井課長。

**子育て支援課長（松井 努）**

御質問にお答えいたします。

こども計画とはですね、令和5年4月1日に施行されましたこども基本法におきまして、子ども施策を総合的に推進するために、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定するように努めることとされましたので、今年度ですね、策定予定の第3期子ども・子育て支援計画と一体のものとして、策定を考えております。

こども計画の内容につきましては、こども計画は国が示しているこども大綱を勘案して策定

することとなっております。こども大綱というのは、これまでの「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」の3つを含むものとされておりますので、少子化に対するための施策や子ども・若者の健やかな成長に資する有効な社会環境の整備、子どもの貧困対策に関する施策などが盛り込まれる見込みとなっておりますので、本町における子ども施策を総合的に推進するための計画として位置付けられているものと考えております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

井手議員。

**9 番（井手幸子）**

このこども計画が、法令に基づいて、今から策定していくと。でも、これはあくまでも計画ですよね。私が子どもの権利条約、ここで質問しているのは、子どもが権利の主体とされる4つの権利があるっていうふうに具体的にしているんですけど、子育て支援策ももちろん大事ですよ。でも、権利についての周知徹底、そのための条例の制定というものを求めたものであるんですけど。その辺の認識はいかがですか。

**議 長（白石雄二）**

はい、課長。

**子育て支援課長（松井 努）**

御質問にお答えいたします。

当課としましてはですね、まずはこども計画の中に、子どもの権利等々のことをしっかりと施策の中に盛り込んで、それをしっかりと住民に周知していくっていうことが、まず大切じゃないかなというふうに思っております。

先ほどちょっと、公明党さんの中にもありましたヤングケアラーの問題とかもですね、これに少し関係するものでございますので、そういった住民に対する周知っていうのが必要というふうに考えております。

条例をつくるっていうところで、広がりが出てきていることを言われておりますけれども、まだ全国的にはそこまで広がってなくて、今から各市町村で取り組んでいく内容と思っておりますので、その辺もちょっと状況を見ていきながら、まずは計画を進めていくっていうところに力を置いていきたいなというふうに考えております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

井手議員。

## 9 番（井手幸子）

私がここでこれを一般質問として取り上げたのは、今、日本の子どもたちの置かれている状況が、もう年々やっぱり厳しくなっているということで、質問にもありますように、国連の子どもの権利委員会で何回も、日本は4回か5回ぐらい勧告を受けてるんですね。

その理由としては、過度な競争主義が、やっぱり子どもの発達に影響している、発達をゆがめているという内容です。やっぱり今大変なんだっていうのをまず認識していただいて、その中に子どもの権利条約の31条に、「休息、よく遊び、文化的芸術、生活への参加」っていうのが決められ、日本はこれ批准してるんですよ。批准してるけど、全然施策を持っていないという状況で、今子どもたちが遊んだり、文化的芸術に触れたり、その生活への参加ができてるか、これはできていないから、国連が勧告をしていると思うんですよ。

実際に町内でも放課後デイサービスの子どもの多くなっているとか、あと不登校はちょっと数は聞けませんでしたけど、増えてるっていうのは、こういう実態がありますよね。

私は那珂川市の条例とかをちょっと調べてみたんですけど、この条例を制定する意義っていうのがですね、条例ができました、ではなくてそのプロセス、3年ぐらいかけて自治体が行っているわけですよ、ワークショップとか、学習会とかも、あと市民説明会とかもやって、広報で子どもの権利条例を制定しますよっていう方法、お知らせをすることにも大きな意義があると思います。

それでまた町長、これを子どもの権利条例を制定することで、水巻町って子どもを大切にしているんだなって。子育て支援もいっぱいやってますよ。だけどそういうので、箔がつくっていかね、そういうふうな長期にわたってこれを知らせることで、町としてもメリットがあるっていうふうに考えますがいかがですか。町長をお願いします。

## 議 長（白石雄二）

町長。

## 町 長（美浦喜明）

先ほど松井課長が答弁したとおりです。

## 議 長（白石雄二）

岡田議員。

## 8 番（岡田選子）

時間がありませんので、少子化じゃなくって保育料の無償化についてはですね、私はこの質問させていただいたのは、やはり北九州市からですね、水巻に転居されてきたというママ達から聞く声ですね、やはり水巻は北九州市より子育て支援がいいと思ってやってきたと——。そうしたら、北九州市が第2子は無償化したので、もうぜひ水巻もやってくださいという声を受けてからの質問です。

ですからですね、予算はかかると思いますが、かかったとしても、前回の議会でも言わせて

いただきましたが、お金をかけたらそれが歳出だけじゃなくて歳入にもつながるよっていう考え方をやっぱりしないといけないと思うんですね、その住民サービスってというのはね。だから、出て行くことばかり考えるんじゃないで、そのことによって入ってくることを、効果も考えながら施策を考えていただきたいというふうに思います。

町長は来年、町長選挙もございますし、多分こういうような学校給食の無償化とかですね、第2子の保育料の無償化とか、こういうのをぜひ掲げていただきたいと——公約にですね、そのように期待をしております。

それで保育対策や保育士の確保のことなど答弁でいろいろありましたけれども、町の総合戦略で令和4年、5年度で待機児童は完了したと、達成したと。待機児童ゼロが達成したということ的前提に私は今回の質問をしておりますので、また丁寧な答弁いただきましたけれども、あまり必要ではなかったかなというふうに思います。

それで立屋敷の景観についてです。私も何度も現地の皆さんともお話もさせていただき、担当課ともお話をさせていただいて、法的に何も問題もなく、そしてその業者さんも地域の中で仲良くやっていきたい、なるべく騒音も抑えるような努力をしていきたいということで努力されていることも、知っております。

だから、本来ならばその共存していけるっていう方向が、本当はいいんでしょうけれども、私も法務局に行っているいろいろ会社について調べてきましたら、一番最初に農地転用の書類を農業委員会に出したその会社が、次の工務店さんというところに移してるんですね。でも、よく会社の登記簿を調べてみますと、この会社と次の会社は同じ会社だったんですね。

だから、本当に農地転用をこれからする時にね、今後はいろんなことがあると思います。資材置き場とかって書いてたら、もうそれで3年間は追跡調査をするみたいな答弁がありましたけれども、これから農業委員会で審議する時には、やっぱりその会社とか、その背景ね、調べていかないと、それで許可してしまうと、もうその地域住民は本当取り返しのない——。本当に例えばね、美浦町長の広いお庭のね、真ん前にね、バーンと鉄の壁がもしできるようなことになったらね、それはやっぱり許す——ちょっとその住民にとっては、それあんまりでしょうって話になりますよね。

だからある程度ね、やっぱり景観条例を今後つくっていく方向になるとか、そういう方向性が私はいると思います。でないと本当これ他人ごとじゃないんですよ。

それで——うん、だからそこを考えていただきたいということで、ちょっと言いたいことだけちょっと言いますね。

それとあと答弁でですね、「本町は歴史的・文化的な建物や景観等の歴史的な保全については、所有者の意思に委ねられているのが現状です」ということで、もうなんか歴史的な、文化的な景観を守るのは自治体の責任ではないかのようなね、何か聞こえる答弁やったんですよ。で、もう今やっぱりね、国交省も景観法っていうのをつくってですね、やっぱり地域のその歴史、財産、資源を守っていこうというふうなことにもなっておって、それで、景観条例もつくっている自治体が増えてきてるんですね。

それで、私どうして水巻はそういう歴史的なものをね、いろいろありますよ、ありますけども、水巻の立屋敷、水巻の町の木はイチョウの木ですよ、あそこの砦やら、あそこが発祥の地

ということで、みずまろとか何とか姫とか、つくってるわけでしょ。だから発祥は立屋敷なんですよ。水巻町のルーツは、ルーツはっていうかね。だからそこをもう少し水巻町として、町として盛り上げていくっていう努力は必要じゃなかったかなって。そこがちょっとやっぱり行政の中で欠けていたんじゃないかなというふうに感じたりしています。

それがなぜかなというふうに私も考えました。そしたらやはり先ほど答弁にありましたように、昭和49年に町の全域を都市計画区域ということで、やっぱり炭鉱閉山後ですね、やっぱり都市化っていうか、ベッドタウンとしてやっていかないといけないというそちらにやはり水巻町全体が、行政がシフトしていったんだろうと思うんです。

だから、やっぱり今後はですね、この町の歴史、景観をね、守っていこうっていうほうにね、少しそういう施策をしていただきたい。それが私はちょっと欠けてるんじゃないかなと思うんです。それでできることならですよ、できることなら、あの地域の業者さんは退いていただいて、それで、私はあそこに水巻町の歴史公園みたいなのをね、造っていただいたら、もう全然あそこから見景色が違うと思うんですよ。

だからそこをね、今後の水巻町政のその歴史認識、あそこにそういう公園ができれば、町外の人たちが通るときにも全然違うと思うんですよ。見た景観が——。だからぜひそういうふうな方向でね、今後行政の努力をしていただきたいと思います。

それで、町長。今、立屋敷のあの地域を見られてね、町長は実際、今どのように感じておられますか、ちょっと一言お願いしたいと思います。

## 議 長（白石雄二）

町長。

## 町 長（美浦喜明）

まあ、そもそもですね、あそこはできる前は民家があったわけですね。そしてその周辺、今605平米で、畑をされていた地権者が2人おられたと——。私の記憶ではですね。そこに不動産業者が介入して、今日なったというふうに認識を——。私も別に今の経過がいいとか悪いとか、いう話はできませんが、やはりその民民の中でですね、昔でいけば、公社があって、ここでなるべく先行取得をしてですね、今、岡田議員が言うように、そういうのが来ないようにですね、立屋敷の景観を守るとか言うて先行取得とかいろいろあったわけですけど。

今現在ですね、この間から岡田議員も説明会に行かれて、事情を聞かれて、十分に私以上に現地をご存知と思います。ただ、私も決して——難しいのはですね、民民の中で、今言うように弁護士、うち顧問弁護士がおりますので——にもどうにかなる方法ありますかということも、担当課から聞かせております。答弁にもありますように、弁護士の答弁がそのとおりになるとんですけど、やはり今、既存の営業されてるところにですね、私どもがすると、営業妨害とか、またいろんな違った意味で町に引っかかってくるという現状もあります。

ただこれはもう本当に難しい問題ですね。地域の方にとっては、騒音とか、油が出てるんじゃないとか、もういろいろ話はですね、私も直方のほうにですね、河川事務所はよく行きますので、上を通りますので、岡田議員が言われる、ほぼ横、通っておりますんで分かっており

ます。

最初は今辞められた津田議員がですね、何とかならないかという、まだ現役の議員されてたときに、随分と町のほうにも来られて、その頃はまだ今よりもまだ量が少なかったというふうに認識しておりますが、段々と日にちが経つにつれて、商売が繁盛してるのかどうか知りませんが、量が増えていってるというふうな現状ですよ今。

だけどやはり、まずその住民の方と、やっぱりその古物商の方とですね、話合いをしていただいてですね、最小限の生活圏の影響がないようにですね、していただくことが、まずは優先じゃないかなと。何でも町が、先ほど言われたように、どっかに退けて、あそこをすればいいんじゃないかと——。その、お金だけの問題じゃないと思うんですよ。

ただやっぱり、そこにもう既存でもう8年も古物商されてるんですね、やっぱりそういうところを鑑みてですね、ここで地域の方が、夏頃からですかね、夏前ぐらいから建設課に来られたり、産業環境課に来られたりしてるのを聞いております。報告を受けておりますけど、現実問題、岡田議員ですね、やっぱり私たちの立場として、何らかの方法あれば、手段があればですよ、私として別に黙って見てるわけじゃないんですけど——。弁護士からも、相談した時にですね、「これを町長できますか」と——。法的な面からしか弁護士は言いません。これは分かっていると思うんですよ。法的な面から、その弁護士が「町長ね、町長の裁量、特権で、予算組んでできますか。難しいでしょう」と、「できないでしょう」と、法的にですよ。

ただ、先ほどから答弁も言いましたように、民民の話ですから、少なくともその民民の中で、その地域の方と話して、立ち退いてもいいよとか、そういう話でですね、どっか土地がないかとかということになればまた別問題かも分かりません。

しかし、今の段階でですね、町が何回も言って説明をしています。今の段階で町としては何もできないということは、岡田議員も承知の上でこの一般質問されてると私は理解していますので。岡田議員が言われることもですね——。

[ 「残してください。時間。」と発言する者あり。 ]

私は今、皆さんに知っていただきたい。岡田議員は、その集会に出て、よーく地域の方の御意見、それからうちの職員の答弁も聞いておられる。だけど他の議員の方は聞いてない。このたまたま、この一般質問で、せっかくこの機会ですから、丁寧に説明をしてですね。岡田議員も分かってされてるんですから、私も分かって皆さんに説明をさせていただきたい。

[ 「はい。」と発言する者あり。 ]

いや、まだ私が言ってるじゃないですか。だから私は民民の話だと。そこをちょっと強くですね、その中で要請があれば、また考えないといけないというふうに思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

以上で2番、日本共産党の一般質問を終わります。これをもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後 0 時 24 分 散会